

令和5年度（仮称）G－クレジット制度登録審査及び検証業務委託に関する一般競争入札公告

令和5年度（仮称）G－クレジット制度登録審査及び検証業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年9月11日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

令和5年度（仮称）G－クレジット制度登録審査及び検証業務委託

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱の別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

(6) 岐阜県地域森林監理士、森林総合監理士、技術士（森林部門）のうちいずれかの資格を有する者が2名以上所属し、本業務に従事させることができる者であること。加えて、ISO9001を認証取得している者又は緑の循環認証会議（SGEC）等の森林認証審査経験を有する者が1名以上所属している者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県 林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係

電話 058-272-1111(内線4347)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年9月11日（月）から令和5年9月15日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

岐阜県 林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係

電話：058-272-1111(内線4347)

電子メール：c11513@pref.gifu.lg.jp

原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨申し出ること。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を持参又は郵送により3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和5年9月20日（水）午後4時（郵送の場合は必着のこと）

提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和5年9月22日（金）までに書面通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年9月26日（火）午前11時

イ 場 所 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

岐阜県庁14階 会議室 1407

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。再度入札は原則として1回のみとする。

エ 最低制限価格の有無

無し

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

カ 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

キ 落札者の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

また、落札者は、契約を締結する前までに、落札価格の内訳書（任意様式）を提出しなければならない。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約を締結しないことがある。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。